

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るために、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答:高齢者福祉課】

介護保険料の減免につきましては、介護保険法に基づいて条例及び要綱で定めており、現在のところ拡充の予定はありません。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答:高齢者福祉課】

利用料の低所得者への減免につきましては、介護保険法において、利用料を減免できる要件が省令に規定されており、現在のところ拡充の予定はありません。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内

を行ってください。

【回答：高齢者福祉課】

要介護認定申請について相談対応する職員は、要介護認定に関する研修を履修するなど必要な知識の習得に努めております。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答：高齢者福祉課】

要介護等状態区分に応じて、1か月の区分支給限度基準額が決められています。その上限を超えて介護サービスを利用した時は、超えた分の全額が利用者の負担となることを利用者に周知しております。

(3) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答：高齢者福祉課】

介護福祉施設等の整備計画につきましては、瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、サービス利用者の将来推計を基に作成しております。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答：高齢者福祉課】

特別養護老人ホームの特例入所措置については、「愛知県特別養護老人ホーム 標準入所指針」に基づき判断することとなっております。

★(4) 総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。
サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答：高齢者福祉課】

介護予防アセスメントを実施する中で本人の状態を把握し、必要なサービスを提供することとなっております。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答：高齢者福祉課】

介護給付費等同様に、総合事業に必要な事業費の市負担分は一般会計からの繰入金が財源となりますので、サービスの提供に必要な事業費の確保に努めます。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答：高齢者福祉課】

すでに市内3か所でミニデイを民間団体に委託にて実施しており、今後は理学療法士、作業療法士等の専門職を通いの場に派遣する事業を検討してまいります。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答:高齢者福祉課】

今後も市独自の介護予防事業に取り組んでまいります。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答:高齢者福祉課】

住宅改修及び福祉用具購入に係る受領委任払いについては、平成23年度より実施しております。高額介護サービス費の受領委任払いにつきましては、現時点では実施予定はありません。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【回答:高齢者福祉課】

国や県が実施している介護職育成に係る職業訓練の周知等を通じて、地域の特色を踏まえた人材の確保を図り、資質の向上に取り組みます。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

【回答:高齢者福祉課】

瀬戸市独自施策の実施は考えておりません。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答:高齢者福祉課】

介護サービス事業者に対し、引き続き実地指導にて是正すべきことがあれば改善要求します。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答:高齢者福祉課】

介護認定を受けている65歳以上の方で、6ヶ月以上寝たきりの状態で食事、排せつ等の日常生活に支障がある方及び知的障害者、身体障害者などと同程度の障害のある方については、障害者控除の対象となる認定書を交付しております。全ての要介護認定者を障害者控除の対象とすることは考えておりません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定

申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答:高齢者福祉課】

平成25年度より主治医の意見書及び訪問調査情報を基に該当者へ交付しております。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答:国保年金課】

国民健康保険の保険料は制度を支える中心的な財源の一つであり、法令に基づき適切に決定しております。

なお、保険料が被保険者に対し過度な負担とならないよう低所得世帯や非自発的失業者に対する軽減の他、本市条例に基づく減免など保険料の納付が困難な方々への対策を講じております。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答:国保年金課】

現状を変更する予定はありません。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

【回答:国保年金課】

現状を変更する予定はありません。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答:国保年金課】

資格証明書の新規発行については、平成20年度以降実施しておりませんが、負担の公平性という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えます。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答:国保年金課】

保険料を納付する意思があり分納している世帯には、被保険者と接触し、生活実態を把握する機会を確保するため、短期保険証を発行していくたいと考えております。完納あるいは完納の目途がたった時点で通常証を発行させていただいております。

ただし、18歳未満の子どもについては、平成28年度から通常証を発行することとしております。また、滞納者への差押えについては、法令を遵守しております。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答:国保年金課】

基準については現状を変更する予定はありません。制度については、全戸配布を行う「瀬戸市国保の手引き(令和元年度版)」に掲載し、周知を図っております。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続きを簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答:国保年金課】

70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続きを簡素化できるよう、現在、方法や内容について検討を進めております。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答:税務課】

差押え等の滞納処分については、法令の規定に従い適切に執行しています。

地方税法第15条による徴収猶予等については、適切に実施、運用しております。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について聞いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答:社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答:社会福祉課】

研修会への参加を実施しております。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

【回答:社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答:社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

【回答:社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答:国保年金課】

誰もがいきいきと健康に暮らすことができるまちづくりは重要であり、その中で福祉医療制度が果たす役割は大きいと考えております。一方、現行の制度においては、医療費の増加が見込まれており、制度のあり方は、慎重に検討していく必要があると考えます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答:国保年金課】

子ども医療費助成制度は、平成24年1月1日から、中学校3年生まで通院費全額助成へ拡充しており、現時点で現状を変更する予定はありません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答:国保年金課】

精神障害者医療費助成制度は、平成27年10月1日から、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院)を所持されている方に対して、全疾病を対象とした助成へ拡充しており、現時点で現状を変更する予定はありません。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

【回答:国保年金課】

妊産婦医療費助成制度を創設する予定はありません。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答:こども未来課】

昨年度、愛知県の調査方法に一部準じた形で、子どもの貧困調査を含めたアンケート調査を実施いたしました。瀬戸市の中央値が291万円となり、貧困線は、その1/2の145万円という結果が出て、国の貧困線122万円よりも高い数値がでました。アンケートの結果については、今年度策定予定の、瀬戸市子ども総合計画に結果を記載していくこととしております。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答:こども未来課】

ひとり親世帯等のみを対象とした自立支援計画策定事業の実施予定はありませんが、母

子父子自立支援員が就業相談等を行う中で、相談者の希望により、「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用し、社会福祉課、瀬戸公共職業安定所との連携を図ることで、支援プランの策定、就労支援を行っています。また、愛知県の実施する「母子家庭等就業支援センター事業」を活用し、キャリアカウンセラーによるカウンセリングの実施、キャリア設計の支援も行っております。

自立支援給付金事業については、ひとり親世帯等に対する就業支援として既に給付を行っております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答:学校教育課】

本市では、就学援助の対象を生活保護基準額の1.25倍としており、変更する考えはありません。制度の周知徹底は、市広報やホームページ、子育て支援サイトへの掲載や各学校での情報提供、市役所関連各課との連携等により行ってまいります。入学前の新入学用品費については、平成31年度新入学児童生徒向けから支給を開始いたしました。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答:学校教育課・こども未来課】

NPOを含めた市民団体に対する取り組みについては、市民活動応援補助金の制度があります。「こども食堂」などへの支援策については、今後検討していきたいと考えております。学習支援については、これまで市内公共施設1か所で行っていたものに加え、今年度からもう1か所新規で開設し、合計2か所で行っています。また、市内の中学校において、夏休みから2学期、3学期にかけて、放課後学習支援の取り組みを行っておりますが、今後も、引き続き、児童・生徒への学習支援を拡大するよう努めていきたいと考えております。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答:学校教育課】

経済的理由により就学が困難な世帯に対しましては、生活保護制度や就学援助制度による支援を行っておりますので、給食費を無償にする考えはありません。

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

【回答:保育課】

「無償化」につきましては、国の制度どおり実施しております。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【回答:保育課】

令和2年4月に認可保育所(定員60人)1園、小規模保育施設(定員19人)1園の開設を予定しております。保育有資格者確保施策といたしまして、人材紹介会社への手数料の一部補助、宿舎借り上げ補助等を今年度より創設しました。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配

置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

【回答:保育課】

県の「実地指導監査」及び「運営状況報告書」等で保育士配置等確認しております。引き続き県と連携して安全管理体制について確認してまいります。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

【回答:保育課】

給食費を無償化する予定はありません。また、無償化前の利用者負担額を上回る世帯はないため、これ以上の減免制度の実施・拡充はありません。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答:社会福祉課】

瀬戸市障害者地域自立支援協議会において「地域生活支援拠点」について協議しております。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答:社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答:社会福祉課】

利用者やその家族の状況を個別に判断させていただいている。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

【回答:社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っています。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答:社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っています。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答:社会福祉課・高齢者福祉課】

福祉サービスは国の定める基準にて運用を行っているため、介護優先の原則にのつとり、介護手続き中については認定が下りる期間、支給を認めています。また、介護保険に移行する時は、時間をかけ丁寧に説明を行っています。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答:社会福祉課】

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【回答:社会福祉課】

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答:社会福祉課】

国に要望を行う予定はありません。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答:社会福祉課】

国に要望を行う予定はありません。ただ、人材不足については、瀬戸市障害者地域自立支援協議会においても課題として認識しております。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答:健康課】

任意接種であるロタウイルスワクチン予防接種については、平成30年度から公費助成をしております。流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、については、定期予防接種化について厚生労働省の専門会議で検討されているところであり、その動向を注視しているところです。

また、子どもや障害者のインフルエンザワクチン費用の助成については現在のところ考えておりません。

麻しんの定期予防接種につきましては、接種漏れのないように1歳の誕生日日前日、年長になった年度の4月に全対象児に個人通知を行い周知・勧奨していることから、漏れ者に対する助成は考えておりません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答:健康課】

本予防接種については、平成26年10月1日から制度の改正によりB類の定期予防接種に位置づけられ助成を実施しており、現在のところ一部負担の引き下げは考えておりません。

なお瀬戸市では、経過措置の定期予防接種の対象である5歳刻みの年齢以外も70歳以上の方についても広く任意予防接種として同額の助成をしております。2回目の接種を任意接種として費用助成をすることは考えておりません。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答:健康課】

産婦健診については、平成29年度から1回分助成を実施しております。2回目については、1回分の利用状況や結果等をふまえ検討してまいります。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答:健康課】

妊産婦歯科健診につきましては、妊娠中から産後1年の間において利用できる無料健診票を、平成21年度から妊娠届出時に交付しております。

また、妊産婦に限らず30才から5歳刻みの節目の年には、歯科節目検診を受診していただくよう個別通知を行っております。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答:健康課】

現在歯科保健事業のために、5名の非常勤歯科衛生士を雇用しておりますが、常勤配置については、現在のところ考えておりません。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しあげはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。

【回答:高齢者福祉課】

国庫負担(財政調整交付金)の増額については、これまで全国市長会を通じて要望しておりますが、今後も機会あるごとに要望してまいりたいと考えております。介護報酬の再改定につきましては、国において介護報酬の改定が実施されております。瀬戸市独自の待遇改善を行う予定はありません。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

【回答:社会福祉課】

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

以上